

## 長野県告示第376号

平成15年3月31日専決処分した平成14年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成15年7月28日

長野県知事 田中康夫

## 平成14年度長野県一般会計補正予算(第7号)

## 1 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	2043 億 3727 万 7 千円	8 億 5623 万 5 千円	2051 億 9351 万 2 千円
3 地 方 譲 与 税	33 億 7631 万 6 千円	3 億 2388 万 8 千円	37 億 20 万 4 千円
5 地 方 交 付 税	2603 億 1133 万 8 千円	6 億 1623 万 8 千円	2609 億 2757 万 6 千円
6 交通安全対策特別交付金	9 億 1964 万 2 千円	758 万 7 千円	9 億 2722 万 9 千円
7 分担金及び負担金	86 億 5079 万 6 千円	579 万 1 千円	86 億 5658 万 7 千円
8 使用料及び手数料	202 億 1853 万 3 千円	1 億 6073 万 2 千円	203 億 7926 万 5 千円
9 国 庫 支 出 金	1683 億 3335 万 5 千円	7 億 5402 万 8 千円	1690 億 8738 万 3 千円
10 財 産 収 入	27 億 854 万 4 千円	1 億 6412 万 9 千円	28 億 7267 万 3 千円
11 寄 付 金	6266 万 1 千円	913 万 2 千円	7179 万 3 千円
12 繰 入 金	422 億 6879 万 9 千円	△ 56 億 321 万 2 千円	366 億 6558 万 7 千円
14 諸 収 入	938 億 3293 万 3 千円	7 億 865 万 9 千円	945 億 4159 万 2 千円
15 県 債	1407 億 7832 万 9 千円	4 億 8300 万 円	1412 億 6132 万 9 千円
歳 入 合 計	9895 億 7695 万 3 千円	△ 15 億 1379 万 3 千円	9880 億 6316 万 円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費	401 億 1081 万 8 千円	△ 6 億 9674 万 2 千円	394 億 1407 万 6 千円
3 民 生 費	764 億 4186 万 7 千円	913 万 2 千円	764 億 5099 万 9 千円
7 農 林 水 産 業 費	806 億 2605 万 9 千円	△ 1441 万 7 千円	806 億 1164 万 2 千円
9 土 木 費	1757 億 4606 万 4 千円	△ 6381 万 5 千円	1756 億 8224 万 9 千円
10 警 察 費	446 億 1961 万 2 千円	△ 5282 万 7 千円	445 億 6678 万 5 千円
11 教 育 費	2119 億 9131 万 4 千円	△ 3 億 7147 万 6 千円	2116 億 1983 万 8 千円
13 公 債 費	1862 億 219 万 1 千円	△ 3 億 2734 万 1 千円	1858 億 7485 万 円
14 諸 支 出 金	563 億 8750 万 5 千円	369 万 3 千円	563 億 9119 万 8 千円
歳 出 合 計	9895 億 7695 万 3 千円	△ 15 億 1379 万 3 千円	9880 億 6316 万 円

## 2 地方債補正

治山事業費ほか9件

限度額 4 億 8300 万 円

平成14年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	53 億 8269 万 円 △	1665 万 円	53 億 6604 万 円
3 繰入金	24 億 4463 万 4 千円 △	1665 万 円	24 億 2798 万 4 千円
歳入合計	143 億 9804 万 9 千円 △	3330 万 円	143 億 6474 万 9 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	119 億 9068 万 7 千円 △	3330 万 円	119 億 5738 万 7 千円
歳出合計	143 億 9804 万 9 千円 △	3330 万 円	143 億 6474 万 9 千円

財政改革チーム

長野県告示第377号

平成15年5月8日専決処分した平成15年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成15年7月28日

長野県知事 田中康夫

平成15年度長野県一般会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	1577 億 2028 万 9 千円	1100 万 円	1577 億 3128 万 9 千円
12 繰入金	302 億 5589 万 7 千円	1100 万 円	302 億 6689 万 7 千円
歳入合計	9356 億 6446 万 3 千円	2200 万 円	9356 億 8646 万 3 千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	211 億 3430 万 6 千円	2200 万 円	211 億 5630 万 6 千円
歳出合計	9356 億 6446 万 3 千円	2200 万 円	9356 億 8646 万 3 千円

財政改革チーム

長野県告示第378号

平成15年7月18日成立した平成15年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成15年7月28日

長野県知事 田中康夫

平成15年度長野県一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	1577 億 3128 万 9 千円	3 億 2678 万 円	1580 億 5806 万 9 千円
11 寄付金	6491 万 6 千円	8281 万 円	1 億 4772 万 6 千円
12 繰入金	302 億 6689 万 7 千円	10 億 9356 万 1 千円	313 億 6045 万 8 千円

13 繰越金	1 千円	1 億 5437 万 3 千円	1 億 5437 万 4 千円
歳入合計	9356 億 8646 万 3 千円	16 億 5752 万 4 千円	9373 億 4398 万 7 千円
(2) 歳出			
	款	補正前の額	補正額
2 総務費		371 億 5200 万 7 千円	4 億 4795 万 4 千円
3 民生費		686 億 4270 万 5 千円	8665 万 1 千円
4 衛生費		211 億 5630 万 6 千円	911 万 1 千円
5 労働費		50 億 6805 万 2 千円	6 億 6295 万 4 千円
6 生活環境費		50 億 3713 万 3 千円	2458 万 7 千円
7 農林水産業費		719 億 9724 万 5 千円	1 億 8529 万 5 千円
8 商工費		772 億 9368 万 1 千円	251 万 1 千円
9 土木費		1585 億 4547 万 円	1 億 9656 万 2 千円
10 警察費		451 億 6070 万 5 千円	3232 万 1 千円
11 教育費		2054 億 916 万 3 千円	957 万 8 千円
歳出合計		9356 億 8646 万 3 千円	16 億 5752 万 4 千円

## 2 債務負担行為補正

建設産業の農業分野進出資金融資利子補給 限度額 3923 万 8 千円

財政改革チーム

## 長野県告示第379号

特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部を次のように改正します。

平成15年7月28日

長野県知事 田中康夫

第2中「別表」を「別表第1」に改める。

第3第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同第3第4項とし、同第3第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、治療の結果症状が改善し、経過観察等一定の通院管理下で著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことができると認められた治療研究の対象者(以下「軽快者」という。)に対する治療研究を行った場合は、費用の交付を行わない。

第4第1項第1号中「14,000円」を「別表第2に定める額を限度とする額」に改め、同項第2号中「1日につき1,000円(同一の月における同一の契約医療機関等への支払いは2回までとする。)」を「1月につき別表第2に定める額を限度とする額」に改める。

第5中「治療研究」の前に「第3第1項又は第2項に規定する」を加える。

第7中「及び住民票の写しその他の知事が定める住所を証する書類」を「、住民票並びに生計中心者(患者の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。)についてその者と医療給付を受けようとする者の関係及びその者の所得に関する状況を確認することができる書類」に改め、同第7に次のただし書を加える。

ただし、スモン、プリオン病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎の患者については、生計中心者に係る書類の提出を要しない。

第8中「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号」を「第7」に改め、同第8各号を削る。

第9中「ときは、」の次に「別に定める疾患別の認定基準により」を、「適当と認めるときは」の次に「一部負担の有無に応じた」を加える。

第10に次の1項を加える。

2 受給者は、受給者証の有効期間中に生計中心者等に変更があった場合において、生計中心者等を変更することが受給者の利益になるときは、記載事項変更届に生計中心者についてその者と受給者の関係及びその者の所得に関する状況を確認することができる書類を添付して知事に提出することにより、一部負担の月額限度額の変更を申し出ることができる。

第12中「第10」を「第10第1項」に、「届出」を「届出、第10第2項の規定による申出」に、「を受理した」を「があった」に改める。

第14第2項中「に規定する受給者証更新申請」を「の規定による申請」に、「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号」

を「前項」に改め、同項各号を削る。

第15中「重症患者用の」を「一部負担なしとした」に改める。

第17を第24とし、第16を第23とし、第15の次に次のように加える。

(軽快者への特定疾患登録者証の交付)

第16 知事は、第8の規定による申請に係る審査の結果軽快者と認めるときは、特定疾患登録者証(以下「登録者証」という。)を申請者に交付するものとする。

(登録者証記載事項の変更届)

第17 登録者証の交付を受けている軽快者(以下「登録者」という。)は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに特定疾患登録者証記載事項変更届を知事に提出しなければならない。

(登録者証の再交付申請)

第18 登録者は、登録者証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、特定疾患登録者証再交付申請書を知事に提出して登録者証の再交付を申請することができる。

(登録者証記載事項の変更等)

第19 知事は、第17の規定による届出又は第18の規定による申請を受理したときは、登録者証の記載事項の変更又は再交付を行うものとする。

(登録者証の返納)

第20 登録者は、県外に転出したときは、速やかに特定疾患登録者証返納届に登録者証を添付して知事に届け出なければならない。

(登録者の症状の悪化に伴う申請)

第21 登録者が、再び症状が悪化した場合には、第7及び第14の規定による申請を行うことができる。

2 前項の申請には、登録者証を添付するものとする。

(本県へ転入した受給者等の受給者証等の交付申請)

第22 他の都道府県においてこの要綱に相当する制度により治療研究の対象者であった者が本県に転入し、本県において受給者証又は登録者証の交付を受けようとするときは、特定疾患医療受給者証交付申請書又は特定疾患登録者証交付申請書に住民票及び他の都道府県において交付されていた受給者証又は登録者証に相当するものの写しを添付して知事に提出するものとする。

別表中「パーキンソン病」を「パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)」に、「シャイ・ドレーガー症候群」を「多系統萎縮症(線状体黒質変性症、オリブ橋小脳変性症及びシャイ・ドレーガー症候群)」に、「ライソゾーム病(ファブリー[Fabry]病含む)」を「ライソゾーム病」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の別表を加える。

(別表第2)(第4関係)

特定疾患治療研究事業における患者一部負担月額限度額表

階 層 区 分		対象患者別の一部負担の月額限度額(円)		
		生計中心者が患者本人でない場合		生計中心者が患者本人の場合
		入院	外来等	
A	生計中心者の当該年度の市町村民税が非課税の場合	0	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	左欄に掲げる額の2分の1に相当する額
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	6,900	3,450	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円を超え30,000円以下の場合	8,500	4,250	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,000円を超え80,000円以下の場合	11,000	5,500	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,000円を超え140,000円以下の場合	18,700	9,350	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,000円を超える場合	23,100	11,550	

(備考) 1 「市町村民税が非課税の場合」とは、申請日の属する年度(7月1日から翌年の6月30日までをいう。)において市町村民税が課税されていない場合(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)をいう。

2 一部負担の月額限度額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをすることができる。

4 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記の表に定める額の10分の1に該当する額をもって一部負担の月額限度額とする。

#### 附 則

この告示による改正後の特定疾患治療研究事業実施要綱の規定は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第7、第8及び第14第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

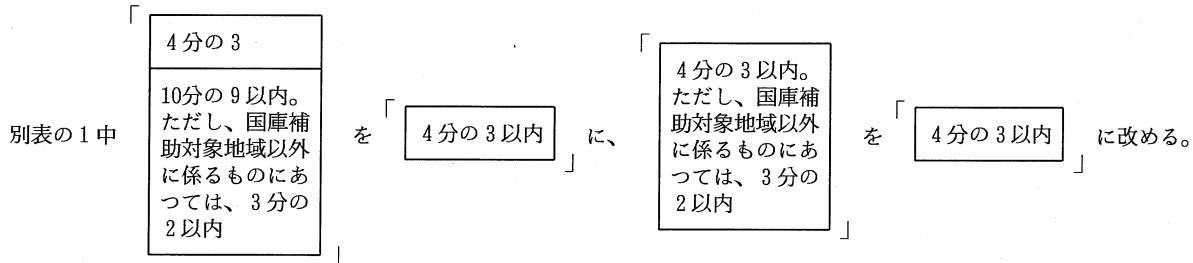
保健予防課

長野県告示第380号

森林病虫害等防除事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第404号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年7月28日

長野県知事 田中 康夫



森林保全課

長野県教育委員会告示第5号

平成16年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のように定めます。

平成15年7月28日

長野県教育委員会

平成16年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

第1 総則

1 募集定員

長野県教育委員会が各高等学校の課程別及び学科別に定め、別に公示する。

2 募集の方法

各高等学校の特色に応じて行う前期選抜の募集、学力検査を実施する後期選抜の募集、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合に実施する再募集及び定時制課程において行うことができる追加募集により行う。

3 入学志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成16年3月に卒業する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者)

4 入学志願

- (1) 志願できる高等学校の範囲は、長野県立高等学校の通学区に関する規則(昭和48年長野県教育委員会規則第10号。以下「通学区規則」という。)の定めるところによる。
- (2) 志願は1校1課程1学科に限る。ただし、くくり募集(同一学校の同一課程内の複数の小学科を1学科として取り扱って行う募集)を実施する学校の場合は、くくられた小学科群への志願とする。
- (3) 通学区規則第4条の規定により、所属通学区及び所属通学区に隣接する通学区以外の区域に所在する高等学校を志願する者及び県外から本県の県立高等学校を志願する者は、アの期間内に、イの書類を最終在籍学校長を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長(以下「高校教育課長」という。)に提出して、長野県教育委員会の承認を受けること。

ア 受付期間

期 間	備 考
平成15年12月1日(月)から平成16年1月14日(水)午後5時まで	保護者の転勤に伴う一家転住等により左の期間に手続きができない者については、1月15日(木)から2月13日(金)午後5時まで(長野県教育委員会が特に認めた者については、3月4日(木)午後5時まで)の期間も受け付ける。 郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

イ 提出書類

- (ア) 特別の事由により所属通学区及び所属通学区に隣接する通学区以外の区域に所在する高等学校を志願する者  
所属・隣接通学区以外の高等学校志願承認願(様式第1号)  
特別の事由を証明する書類
- (イ) 県外から本県の県立高等学校を志願する者  
長野県立高等学校志願承認願(様式第2号)

## 特別の事由を証明する書類

## 5 調査書及び学習成績一覧表の作成

(1) 最終在籍学校長は、調査書(様式第3号)の公正を期するため、調査書作成委員会を組織すること。ただし、第2の4の(2)のエに定める場合にあつては、この限りでない。

この委員会は、学校長を委員長とし、委員には、教頭及び第3学年の指導を担当する教職員を充てること。

(2) 調査書は、原則として指導要録及び健康診断票に準拠して記載すること。ただし、第3学年の各教科の評定については、次によるものとする。

## ア 平成15年度卒業見込者

(ア) 平成15年12月末日以降において、第3学年に在学する生徒全員を対象として、目標に準拠した評価により、必修教科については5段階、選択教科については3段階の評定を行うこと。ただし、目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒は、評定の対象から除外する。

(イ) 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒であるときは、当該中学校所定の方法により評価するものとし、備考欄に説明を付けること。

(ウ) 県外の中学校に在学する生徒で、目標に準拠した評価による評定が著しく困難なものについては、(イ)に準ずること。

## イ 平成14年度以前の卒業生

指導要録記載の評定を記入すること。

(3) (1)の規定にかかわらず、高等学校に在籍した志願者については、最終在籍学校長は、出身中学校から送付されている指導要録の抄本又は写し及び健康診断票によって調査書を作成すること。

(4) 学習成績一覧表(様式第4号及び様式第5号)は、志願者の中学校第3学年在学時の同学年生徒全員について、次の区分に従って記載すること。

## ア 平成15年度卒業見込者

必修教科の目標に準拠した評価による5段階の評定を記入し、目標に準拠した評価による評定が不可能な志願者があるときは、備考欄にその旨を付記すること。

## イ 平成14年度以前の卒業生

指導要録記載の評定を記入すること。ただし、当該卒業生の卒業年度に作成された学習成績一覧表を用いても差し支えない。

ウ 県外の中学校にあつては、調査書記載の評定法による学年又は学級の学習成績一覧表とすること。

## 6 入学者の選抜

(1) 入学者の選抜は、この選抜要綱に定めるところにより、高等学校長が、志願者の出身学校長から提出された調査書及び長野県教育委員会が実施する選抜のための学力検査(以下「学力検査」という。)の成績を資料として行う。

(2) 高等学校長は、(1)に定めるもの以外の資料を必要とするときは、長野県教育委員会の承認を受けて、それを入学者選抜の資料とすることができる。

(3) 高等学校長は、各高等学校の学科や教育課程等の特色に応じた選抜を行うことができる。

(4) 再募集については第4、定時制課程の追加募集については第5、通信制課程の入学志願者については第6に定めるところによる。

## 第2 前期選抜

## 1 志願の要件(生徒募集の観点)

(1) 高等学校長は、あらかじめ前期選抜において生徒を募集する観点を定めるものとする。

(2) (1)により定められた生徒募集の観点は、別に公示する。

## 2 募集人員

(1) 普通科、農業科、工業科、商業科、家庭科及び総合学科の募集人員は、募集定員の50%以内とする。

(2) 理数科、英語科、国際教養科、体育科及び音楽科の募集人員は、募集定員の90%以内とする。

(3) 各高等学校の募集人員については、別に発表する。

## 3 前期選抜の日程

項 目	期 日 又 は 期 間	備 考
1 志願受付期間	平成16年1月15日(木)から 1月22日(木)正午まで	午前9時から午後5時まで。 郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。
2 面接等の検査期日	平成16年1月27日(火)	志望高等学校において、午前9時から
3 合格者の発表期日	平成16年2月5日(木)	志望高等学校において、午前8時30分以降
4 入学確約書の提出期限	平成16年2月13日(金)	正午まで
5 入学予定者数の発表期日	平成16年2月13日(金)	

なお、高等学校長は、志願者の状況により必要と認めるときは、長野県教育委員会と協議の上、面接等の検査を翌日(1月28日(水))も実施することができる。

#### 4 入学志願

##### (1) 志望高等学校等

第1の4に定めるところによる。

##### (2) 志願手続

ア 志願者は、次の書類を最終在籍学校長を経て、志望高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書(様式第6号)(用紙は志望高等学校で交付する。)

(イ) 入学審査料収入証紙納付書 全日制課程志願者は2,200円、定時制課程志願者は870円の長野県収入証紙をはったもの(用紙は志望高等学校で交付する。)

(ウ) 志願理由書又は自己PR文(志望高等学校が必要と定めた場合に限る。)(用紙は志望高等学校で交付する。)

イ 最終在籍学校長は、当該学校の志願者から提出された上記アの書類のほか、次の書類を前項に定める志願受付期間内に志望高等学校長に提出すること。なお、学習成績一覧表は、志望高等学校の課程ごとに1通作成すること。

(ア) 調査書

(イ) 学習成績一覧表

(ウ) 平成15年12月以降実施の健康診断の記録(中学校又はこれに準ずる学校に在籍する者は除く。)

(エ) 他の高等学校を最終在籍校とする者については、(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、当該高等学校長の学業成績証明書及び人物に関する証明書

ウ 高等学校長は、志願書類を受け付け、次の事務を行うこと。

(ア) 前期選抜入学志願者受付台帳(様式第7号)の作成

(イ) 入学願書の受付年月日及び受付番号の記入

(ウ) 受検票(様式第8号)の交付

エ 志願者のうち、ア及びイに定める手続きが困難な者で、その旨を証する書類を添えて高校教育課長に申し出たものについては、高校教育課長が最終在籍学校長に代わることができる。

#### 5 入学者の選抜

##### (1) 選抜の資料

ア 最終在籍学校長から提出された調査書の内容及び志願者に対し実施する面接

イ 志願理由書又は自己PR文、作文又は小論文及び実技検査のうちから志望高等学校長が定めたもの

##### (2) 面接等の日程

ア 受付 午前8時40分から

イ 面接等諸検査 午前9時から

なお、日程の詳細については各高等学校ごとに定める。

##### (3) 会場

志望高等学校

##### (4) 選抜方法

高等学校長は、生徒募集の観点に配慮の上、最終在籍学校長から提出された調査書の内容、志願者に対し実施する面接の結果及び(1)のイに定めた資料により、総合的に判定し合格者を決定する。

#### 6 前期選抜結果の発表及び入学の確約

(1) 高等学校長は、3に定める期日に、前期選抜合格通知書(様式第9号)により選抜結果を志願者に送付するとともに、前期選抜結果通知書(様式第10号)により最終在籍学校長に通知する。

(2) 前期選抜合格通知書を受けた者のうち当該志望高等学校に入学しようとするものは、入学確約書(様式第11号)を最終在籍学校長を経て、3に定める期限までに志望高等学校長に提出する。

なお、入学確約書を提出した者は、第3から第5までに定める後期選抜、再募集及び追加募集への志願はできないものとする。

(3) 選抜の結果、入学予定者に内定しなかった者は、第3から第5までに定める後期選抜、再募集及び追加募集へ志願することができる。

#### 第3 後期選抜

##### 1 募集人員

募集定員から前期選抜の入学予定者を除いた数とする。



## 2 後期選抜の日程

項目	期日又は期間	備考
1 募集人員の発表期日	平成16年2月13日(金)	
2 志願受付期間	平成16年2月16日(月)から 2月23日(月)正午まで	ア 長野県教育委員会が特に認めた者については、3月5日(金)正午まで受け付ける。 イ 午前9時から午後5時まで ウ 郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。 エ 日曜日及び土曜日を除く。
3 志望変更受付期間	平成16年2月24日(火)から 3月2日(火)正午まで	ア 2の備考のアに該当する者については、志望変更は認めない。 イ 午前9時から午後5時まで ウ 日曜日及び土曜日を除く。
4 学力検査等の実施期日	平成16年3月10日(水)	
5 入学予定者の発表期日	平成16年3月19日(金)	志望高等学校において、午前8時30分以降

なお、高等学校長は、志願者の状況により必要と認めるときは、長野県教育委員会と協議の上、面接等の検査を翌日(3月11日(木))も実施することができる。

## 3 入学志願

## (1) 志望高等学校等

ア 第1の4に定めるところによる。

イ 同一学校の同一課程内に2以上の学科のある場合は、第2志望を認めることがある。この場合において、第1志望学科と第2志望学科が同一の大学科に属し、当該大学科に他の小学科があるときは、第3志望まで認めることがある。

ウ 県内の県立以外の公立高等学校を志願した者の志願は認めない。

## (2) 志願手続

第2の4の(2)と同じ。ただし、第2の4の(2)のイに掲げる書類の提出期限は、平成16年3月2日(火)正午(長野県教育委員会が特に認めた者については、3月5日(金)正午)とする。

また、高等学校長が作成する入学志願者の受付台帳は、後期選抜入学志願者受付台帳(様式第12号)とする。

## 4 志望変更

(1) 志願者は、入学願書提出後原則として1回に限り、2に定める志望変更受付期間中に、志望校、志望課程又は志望学科を変更することができる。ただし、2の表の2の備考の規定により志願受付期間の延長が認められた者については、志望変更を認めない。

## (2) 志望変更手続

ア 志望学校を変更しようとする志願者は、志望学校変更願(様式第13号)に、さきに交付を受けた受検票を添え、最終在籍学校長(第2の4の(2)のエの申出をした場合にあっては、高校教育課長。以下第3において同じ。)を経て、変更前の志望高等学校長に提出して、志望学校変更承認書(様式第14号)の交付を受けた後、次の書類を最終在籍学校長を経て、変更先高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

(イ) 入学審査料収入証紙納付書(定時制課程を志願した者が全日制課程へ志望変更する場合は、1,330円の長野県収入証紙を添付すること。)

(ウ) 志望学校変更承認書

イ 同一学校内における志望課程又は志望学科を変更しようとする志願者は、志望課程(学科)変更願(様式第13号)に、さきに交付を受けた受検票を添え、最終在籍学校長を経て、変更先高等学校長に提出すること。

ウ 高等学校長は、志望学校変更願の提出があったときは、これを受け付け、志望学校変更承認書に

入学審査料	円納付済
-------	------

の表示をし、納付された金額を記入の上、最終在籍学校長を経て、志願者に交付すること。

(3) 県内にある県立以外の公立高等学校から志望変更する場合においても、(2)のアに準ずることとするが、この場合には、第2の4の(2)のアの(イ)に定める書類を併せて提出すること。

(4) 志望変更の参考資料とするため、志望変更受付期間中の各日における受付締切り時現在の志願者数を、翌日において各高等学校ごとに発表する。

## 5 学力検査

## (1) 検査の実施

長野県教育委員会が全日制課程及び定時制課程の志願者に対して、同一の問題で一斉に実施する。

## (2) 検査の日程、検査教科等

ア 受 付 午前8時40分から午前9時まで

- イ 点呼、諸注意 午前9時から午前9時20分まで  
 ウ 入室 午前9時20分から午前9時30分まで  
 エ 検査教科、検査時間

時 限	教 科	検 査 時 間	備 考
1	国 語	9 : 35 ~ 10 : 25 (50分)	休憩15分
2	数 学	10 : 40 ~ 11 : 30 (50分)	休憩15分
3	社 会	11 : 45 ~ 12 : 35 (50分)	昼食60分
4	理 科	13 : 35 ~ 14 : 25 (50分)	休憩15分
5	英 語 (英語リスニングテストを含む。)	14 : 40 ~ 15 : 30 (50分)	

オ その他

高等学校長は、交通機関の関係で、検査に支障のない範囲で時刻を変更することができる。この場合には、当該高等学校長は、あらかじめ高校教育課長の承認を受けるものとする。

(3) 検査場

ア 検査場は、志望高等学校とする。ただし、高等学校長は、これにより難い志願者について、別の検査場を指定することができる。この場合には、高等学校長は、あらかじめ高校教育課長及び当該別の検査場の実施責任者の承認を受けるものとする。

イ 高等学校長は、志願者に受検票を交付する際、受検場を指定するとともに、アのただし書の場合にあっては、平成16年3月3日(水)までに当該別の検査場の実施責任者に受検番号、氏名等必要な事項を通知するものとする。

(4) 連絡校

学力検査実施上の連絡のため地域ごとに連絡校を設けるものとし、連絡校は、別表のとおりとする。

(5) 定時制課程において、当該学校長が適当と認めた場合には、一部の教科について学力検査を行わないことができる。

6 入学者の選抜

高等学校長は、次の(1)及び(2)に準拠して、その高等学校の課程、学科等の特性に応じた選抜基準を定め、入学者の選抜を行う。

(1) 選抜は、調査書、学習成績一覧表、学力検査の成績等を資料とし、高等学校の教育を受けるに足る能力と適性等を判定して行うものとする。

なお、高等学校長は、面接、志願理由書若しくは自己PR文、作文若しくは小論文又は実技検査を選抜の参考資料とすることができる。

ア 調査書は、教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録並びに総合所見及び指導上参考となる諸事項等を総合して選抜の資料とする。

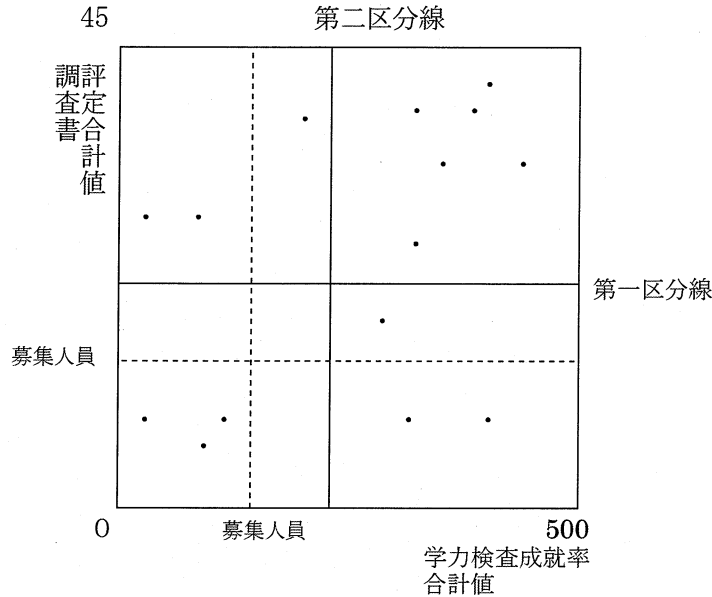
イ 教科の成績については、調査書の必修教科の評定と学力検査結果との相関図を次の方法により下図を参考にして作成し、調査書の選択教科の評定及び記載事項とあわせて選抜の資料とする。

(ア) 学科ごとに、受検者全員について、調査書に記載されている中学校第3学年の必修教科の評定合計値(最高45点)を縦軸、学力検査成就率合計値(最高500点)を横軸とする相関図を作成する。

(イ) 募集人員を考慮して基準人員を設ける。

(ウ) 縦軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の上部の区域に含まれるよう第一区分線を設け、横軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の右側の区域に含まれるよう第二区分線を設けることにより四領域に区分する。

## 相 関 図



(備考) この図は学校裁量の基準人員を9人(募集人員の90パーセント)に設定して、受検者15人、募集人員10人の場合の例である。

ウ 相関図を選抜の資料とするに当たっては、以下の点に留意すること。

(ア) 受検者全員について、各領域の特性を十分考慮して検討すること。

(イ) 相関の特異なものについては、特に慎重に検討すること。

(2) 健康の記録は、就学不可能と認められる者以外については、差等をつける資料としないものとする。

(3) 傾斜配点

専門学科において、高等学校長が必要と認める場合は、2教科につき2倍の範囲内で特定の教科に比重を置いた傾斜配点により選抜することができる。

その場合、相関図の横軸は傾斜配点による学力検査成就率合計値とする。

(4) 高等学校長は、必要がある場合は、調査書等の記載事項について、最終在籍学校長から、更に詳細な報告を求めることができる。

(5) 高等学校長は、特に必要と認める志願者については、あらかじめ長野県教育委員会の承認を受けて、面接若しくは健康診断又はこの両者を併せ行い、その結果を選抜の資料とすることができる。

#### 第4 再募集

1 高等学校長は、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合、再募集を行う。

2 再募集の発表

平成16年3月19日(金)に長野県教育委員会及び再募集を行う高等学校で発表する。

3 入学志願資格

この要綱による後期選抜の学力検査を受けた者のうち入学予定者に内定しなかったものとする。

なお、病気、負傷等特別な事情により学力検査を受けることができなかった者から入学願書の提出があった場合には、高等学校長は、長野県教育委員会と協議の上、志願を認めることができる。

4 志願受付期間

平成16年3月19日(金)から3月23日(火)午後5時まで。なお、郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

5 志願手続

(1) 第2の4の(2)と同じ。ただし、高等学校長が作成する入学志願者の受付台帳は、後期選抜入学志願者受付台帳(様式第12号)に準ずるものとする。

また、志願者は、入学願書に、後期選抜の志望高等学校、志望課程、志望学科及び受検番号を記入することとする。

(2) 出願後の志望学校、課程及び学科の変更は認めない。

6 入学者の選抜

(1) 第3の6に準じて行う。

(2) 高等学校長が特に必要と認めた場合には、当該学校長が実施する筆記試験を参考にすることができる。

7 入学予定者の発表

高等学校長は、入学予定者を平成16年3月26日(金)までに発表するものとする。

## 第5 追加募集

- 1 高等学校長は、定時制課程について、再募集でなお入学予定者が定員に満たなかった場合に、追加募集を行うことができる。
- 2 志願受付期間  
平成16年3月26日(金)から4月2日(金)午後5時まで。なお、郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。
- 3 志願手続  
第4の5に準ずる。
- 4 入学者の選抜  
第3の6に準ずる。ただし、学力検査に代えて、第3の5の(2)のエに掲げる教科について、当該高等学校長が実施する筆記試験を選抜の資料とする。
- 5 入学予定者の発表  
高等学校長は、入学予定者を平成16年4月8日(木)までに発表するものとする。

## 第6 通信制課程の選抜

## 1 実施校及び担当区域

通信制課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)及びその担当区域は、次のとおりとする。

実施校	所在地	担当区域
長野県長野西高等学校	長野市箱清水 電話 026-234-2261	長野県立高等学校の通学区のうち第1及び第2通学区
長野県松本筑摩高等学校	松本市島立 電話 0263-47-1351	長野県立高等学校の通学区のうち第3及び第4通学区

## 2 入学志願

志願者の居住地(入学後の居住予定地を含む。)により、その地域を担当する実施校に出願すること。

## 3 志願受付期間

平成16年2月16日(月)から4月2日(金)午後5時まで。なお、郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

## 4 志願手続

実施校の校長の定めるところによる。

## 5 入学者の選抜

- (1) 第3の6に準ずる。ただし、学力検査は行わない。
- (2) 実施校の校長は、特に必要と認める志願者について面接を行い、その結果を審査の資料とすることができる。

## 6 入学予定者の発表

実施校の校長は、入学予定者を平成16年4月8日(木)までに発表するものとする。

## 7 その他

上記のほか、通信制課程の選抜について必要な事項は、実施校の校長が定めるものとする。

## 第7 海外帰国子女等の選抜

- 1 高等学校長は、在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部省告示第114号)により小学校、中学校の課程と同等の課程を有すると認定された在外教育施設以外で学んだ海外帰国子女のうち、外国での滞在期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内の志願者について、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。
- 2 高等学校長は、中国残留邦人の三世までの志願者のうち、帰国後6年以内のものに対して、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。
- 3 高等学校長は、入国後の在日期間が3年以内の在日外国人の志願者について、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、学力検査及び入学者選抜の実施について必要な事項は、別に定める。

(別表) (第3関係)

## 連 絡 校

地 域	連 絡 校
下高井郡木島平村及び野沢温泉村 下水内郡 飯山市	長野県飯山南高等学校
上高井郡 下高井郡山ノ内町 須坂市 中野市	長野県中野西高等学校
上水内郡 長野市のうち長野県更級農業高等学校に係る地域を除いた区域	長野県長野工業高等学校
更級郡 埴科郡 長野市のうち旧篠ノ井市、旧更級郡川中島町、同信更村及び同更北村並びに旧埴科郡松代町の各区域 更埴市	長野県更級農業高等学校
小県郡 上田市	長野県東部高等学校
南佐久郡 北佐久郡 小諸市 佐久市	長野県野沢南高等学校
諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市	長野県岡谷南高等学校
上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市	長野県高遠高等学校
下伊那郡 飯田市	長野県飯田高等学校
木曾郡	長野県木曾山林高等学校
東筑摩郡 南安曇郡 松本市 塩尻市	長野県松本工業高等学校
北安曇郡 大町市	長野県大町高等学校

(様式第1号) (第1関係)

(用紙寸法 A4)

## 所属・隣接通学区以外の高等学校志願承認願

長野県教育委員会 殿

年 月 日

現住所

志願者

印

保護者

印

志願者との関係

下記のとおり、所属・隣接通学区以外の高等学校へ志願したいので承認してください。

## 記

## 1 志願する高等学校の属する通学区、学校名及び学科

## 【前期選抜】

第 通学区

高等学校 (全・定)

科

## 【後期選抜】

第 通学区

高等学校 (全・定)

科

## 2 事由 (詳細に)

## 3 平成16年4月1日以降の住所

副 申

上記の事由について、相違ないことを証明します。

年 月 日

中学校長

印

(注) 不要の文字は消してください。

(様式第2号) (第1関係)

(用紙寸法 A4)

## 長野県立高等学校志願承認願

年 月 日

長野県教育委員会 殿

現住所

志願者

印

保護者

印

志願者との関係

下記のとおり、長野県立高等学校へ志願したいので承認してください。

## 記

## 1 志願する高等学校及び学科

## 【前期選抜】

第 通学区

高等学校 (全・定)

科

## 【後期選抜】

第 通学区

高等学校 (全・定)

科

## 2 事由 (詳細に)

## 3 平成16年4月1日以降の住所

副 申

上記の事由に相違なく、また平成16年度入学者選抜において、貴県の県立高等学校以外の公立高等学校は志願していないことを証明します。

年 月 日

中学校長

印

(注) 不要の文字は消してください。

(様式第3号)(第1-第5関係)

(紙質・模造紙70kg 用紙寸法 A4)

受検番号													
平成 年度 調 査 書													
A 生徒	ふりがな 氏 名						男・女	平成 年3月		卒業見込み 中学校 卒業			
B 出康欠の健康記録	欠席日数	備 考					健康の状況						
	1年												
	2年												
	3年												
C 各教科の学習の記録		教科名 学 年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	備 考	
	必修	1年											
		2年											
		3年											
	選択	2年											
		3年											
	中学校卒業後の学習の状況												
D 総合的学習の記録							F 行動の記録	基本的な生活習慣	公共心・公德心				
								健康・体力の向上	(明朗・快活)				
								自主・自律	(向上心)				
								責 任 感	(思いやり)				
								創 意 工 夫	(寛容・協力性)				
								思いやり・協力	(自然愛護)				
								生命尊重・自然愛護	(公共心)				
								勤 労 ・ 奉 仕					
								公 正 ・ 公 平					
E 特別活動の記録													
G 総合参考所となる見及ぶ諸指導事項上													
調査書作成 委員氏名印						記入責任者 氏名印							
上記の記載事項には誤りがないことを証明します。													
年 月 日													
学 校 長													
印													



## 調査書記入の手引

## A 生徒

「男・女」及び「卒業見込み・卒業」は、どちらか一方を消すこと。

## B 出欠・健康の記録

- 1 卒業見込者の第3学年の出席状況は、前期選抜については平成15年12月31日までの日数を、後期選抜については平成16年1月31日までの日数を記入すること。
- 2 欠席日数は、出席しなければならない日数(出席停止・忌引等の日数を除いた数)のうちで、欠席した日数を記入すること。
- 3 備考欄には、病欠、事故欠等の主な理由、早退、遅刻の状況や事情等を記入すること。
- 4 健康の状況欄には、高等学校の修学に堪えるかどうかの判断を記入すること。

## C 各教科の学習の記録

- 1 評定は、第1学年及び第2学年は、指導要録記載の必修教科(共通履修としての英語を含む。)の評定を転記するとともに、第2学年については、指導要録記載の選択教科の評定も転記すること。  
第3学年については、第1の5の(2)に規定するところにより記入すること。  
なお、第2学年及び第3学年については、履修していない選択教科の欄には、斜線を引くこと。
- 2 備考欄には、次のような事項を記入すること。
  - (1) 選択教科に関して特に説明を要する事項
  - (2) 教科、学年による著しい差異に説明を要する事項
  - (3) 健康状況、体力及び身体上の障害によって学習に影響が及んでいると思われる事項
  - (4) 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒である場合の説明事項
  - (5) その他特に説明を要する事項
- 3 中学校卒業後の学習の状況の欄には、過年度卒業生(高等学校を最終在籍校とする者を除く。)について、学習、進歩の状況等の観点から卒業後の学習の状況を記入すること。

## D 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の主な学習活動や評価等を記入し、該当する学年を括弧書きで付記すること。

## E 特別活動の記録

学級活動、生徒会活動及び学校行事の活動状況について、主な事実を記入し、該当する学年を括弧書きで付記すること。

## F 行動の記録

- 1 第3学年について、掲げられた項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入すること。
- 2 過年度卒業生で旧生徒指導要録に従う場合は、括弧書きの項目とそれ以外の該当する項目に評定し、不要な項目は消すこと。また、学校独自に設定した項目については、空欄に項目を括弧書きで記入し評定すること。

## G 総合所見及び指導上参考となる諸事項

CからFまでの記録の他、進路指導に関する事項、指導上参考となる事項及び生徒の成長にかかわる総合的な所見を記入すること。

## H その他

- 1 調査書作成委員氏名欄には、教頭が代表して記名押印すること。
- 2 記載事項のない欄には「なし」と記入するか、斜線を引くこと。
- 3 調査書の記入は、その信頼性及び客観性を高めるため、特に正確を期すること。

(様式第4号) (第1-第5関係)

(用紙寸法 A4)

学校長



年度卒業 (見込み)			学 習 成 績 一 覧 表									
			学校 ( 枚中 枚)									
出願	教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術 ・ 家庭	英語	備考
	氏名	性別										

- (注) 1 第1の5の(4)の規定によって作成すること。  
 2 出願欄には、提出先高等学校の志願者に○印を付けること。また、後期選抜では前期選抜の入学確約書提出者に◎印を付けること。  
 3 様式第5号の集計表を添付すること。

(様式第5号) (第1-第5関係)

(用紙寸法 A4)

年度卒業(見込み) 学習成績一覽表(段階別人員集計表)													学校	
教 科 評 定 段 階	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	備	考	名	目標に準拠した評価による 評定の可能な生徒数	
	5													
4														
3														
2														
1														
評 定 平 均 値														
合 計 人 員														

- (注) 1 学習成績一覽表記載の教科別、評定段階別の人数(目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒数を除く。)を記入すること。  
 2 評定平均値は、各教科とも小数第二位を四捨五入して、小数第一位まで求めること。  
 3 目標に準拠した評価方法による評定の場合同様式に準じて作成すること。

(様式第6号) (第2-第5関係)

(紙質・上質更紙 用紙寸法 A6)

受付年月日

(前期選抜・後期選抜・再募集・追加募集)

受付番号

※

# 入 学 願 書

※

平成 年 月 日

長野県 高等学校長 殿

志願者 \_\_\_\_\_ (印)

貴校に入学を志願します。

保護者 \_\_\_\_\_ (印)

\* (志願承認番号 第 号)

志望 課程	全 日 制 定 時	志望 学科	科	第2 第3	科	判 定	※
志 願 者				保 護 者			
ふりがな			男	昭和 年	氏 名	志願者との関係	
氏 名			女	平成 月 日生			
現住所	〒 —			現住所	〒 —		
出 身 中学校	昭和・平成 年 月			中学校 卒業見込み・卒業			

(この欄は再募集、追加募集に限り記入すること)

後期選抜志望校 \_\_\_\_\_ 高等学校 \_\_\_\_\_ 制 \_\_\_\_\_ 科 \_\_\_\_\_ 受検番号 \_\_\_\_\_

志願者連絡先 電話 ( ) —

\* 所属・隣接通学区以外の高等学校志願承認及び長野県立高等学校志願承認を受けている志願者は承認番号(「県内第〇〇号」又は「県外第△△号」)を記入すること。



(様式第8号) (第2-第5関係)

(紙質・上質更紙 用紙寸法 A6)

(前期選抜・後期選抜・再募集・追加募集)

## 受 検 票

受検番号	*	志 望 課 程	全 日 定 時 制
志望学科	科		
氏 名			
受 検 場	高 等 学 校		
出 身 中 学 校	中 学 校		
長野県		高等学校長 印	

(様式第9号) (第2関係)

(用紙寸法 A4)

## 前 期 選 抜 合 格 通 知 書

年 月 日

中学校名  
受検番号  
氏 名

殿

長野県

高等学校長

印

あなたは、平成 年度前期選抜において合格し、本校 制の課程  
科の入学予定者に内定しましたので通知します。

ついては、 月 日 ( ) 正午までに入学確約書を提出してください。

- (注意) 1 指定の期日までに入学確約書を提出しない場合は、入学を辞退したものとみな  
します。
- 2 入学確約書の提出後は、後期選抜、再募集及び追加募集への出願はできません。

(様式第10号) (第2関係)

(用紙寸法 A4)

## 前期選抜結果通知書

年 月 日

中学校長 殿

長野県

高等学校長 印

平成 年度前期選抜の結果、下記の志願者が合格しましたので通知します。

## 記

科 名	受検番号	氏 名

(様式第11号) (第2関係)

(用紙寸法 A4)

## 入学確約書

年 月 日

長野県 高等学校長 殿

中学校名

受検番号

氏 名 印

保護者氏名 印

本人との関係

この度、平成 年度前期選抜において、貴校 制の課程 科  
の入学予定者に内定した旨の通知を受けました。

ついては、貴校に入学することを、本人及び保護者連署の上、ここに確約いたします。

(様式第12号) (第3関係)

(用紙寸法 A4)

後期選抜入学志願者受付台帳

合否	受検番号	氏名	性別	出身中学校	卒業年月	志望学科	学 力 検 査					その他の検査			備 考		
							国語	社会	数学	理科	英語	面接	作文 (小論文)	実技 検査			

(備考) 傾斜配点を実施する場合各教科の得点の表記は上段に100点満点の得点を、下段の ( ) 内に傾斜配点による得点を表記する。



(様式第13号) (第3関係)

(用紙寸法 A4)

## 志望学校(課程・学科)変更願

年 月 日

長野県 高等学校長 殿

本人 印

保護者 印

私は、貴校へ入学を志望しましたところ、都合により志望学校(課程・学科)を変更したいので、お願いします。

(最終在籍学校長経由印)

学校名

校長氏名 印

(注) 学校・課程・学科について、不要の文字は消してください。

(様式第14号) (第3関係)

(用紙寸法 A4)

## 志望学校変更承認書

年 月 日

殿

長野県 高等学校長

印

志望学校変更について承認します。

(最終在籍学校長経由印)

学校名

校長氏名 印

高校教育課

長野県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年7月28日

長野県監査委員

石坂千穂

内田雄治

樽川通子

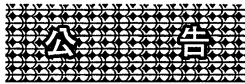
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
池田昭義	東京都練馬区東大泉1丁目21番14号
加藤秀樹	東京都港区高輪2丁目1番58-304号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成15年8月1日から平成16年3月31日まで

監査委員事務局



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月28日

長野県立木曽病院長 宮坂 齊

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量  
画像ファイリング装置 オリンパスDI COM-NET 一式
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおりです。
- (3) 納入期限  
平成15年9月30日
- (4) 納入場所  
長野県立木曽病院
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
  - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曾郡木曽福島町6613-4  
長野県立木曽病院 事務局庶務係  
電話 0264(22)2703 内線 2213

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成15年8月11日 午後2時  
イ 場所 長野県立木曽病院 講堂
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成15年8月8日 午後5時(必着)  
イ 場所 木曾郡木曽福島町6613-4(郵便番号 397-8555)  
長野県立木曽病院 事務局庶務係
- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
必要です。
- (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

- 5 その他  
詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月28日

長野県立木曽病院長 宮坂 齊

1 入札に付する事項